

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成21年3月、6月
評価書公表時期：平成21年7月

担当部局名：水産庁企画課

施策名	水産業の健全な発展 (実績評価書⑭)	政策体系上の位置付け Ⅶ－⑭
施策の概要	国民に対する水産物の安定供給の観点から、水産業全体を食料供給産業としてとらえ、その健全な発展を総合的に図るため、以下の施策を実施する。 ① 国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立 ② 漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮 ③ 水産関係団体の再編整備	
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 (総合的評価) 「水産業の健全な発展」にとっては、漁業の健全な発展と漁村の振興が重要であり、このうち、漁業の健全な発展に資するものとしては、「国際競争力のある経営体の育成・確保と活力のある漁業就業構造の確立」及び「水産関係団体の再編整備」が、漁村の振興に資するものとしては、「漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮」がそれぞれ重要であり、来年度以降も引き続き達成目標に基づく施策の確実な実施が重要である。 目標の達成状況がBランク（有効性の向上が必要）となった「新規漁業就業者数の確保」については、実績値が目標値の7割に留まっていることを踏まえ、体系的な漁業就業支援体制を整備し、漁業者の雇用余力の維持や沿岸漁業の法人化等を促進する。また、「漁協の組織基盤の強化」については、多種多様な漁協経営改善モデルの策定に一層努める。 (必要性) ① 「国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立」については、安定的な収益を確保しつつ継続的に漁業活動を担い得る漁業経営体を育成し、このような経営を担う人づくりを進める必要がある。 ② 「漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮」については、力強い産地づくりと安全で活力ある漁村づくりに向けて、我が国周辺水域の資源生産力の向上や我が国水産業の国際競争力強化を図るため、水産物供給基盤の整備、漁村の防災力の強化と生活環境の向上に資する整備等を推進するとともに、水産業・漁村の多面的機能を発揮を確保する必要がある。 ③ 「水産関係団体の再編整備」については、水産関係団体の位置づけ・役割を不断に見直すとともに、漁協改革の促進をはじめとして、効率的な再編整備を進める必要がある。 (効率性) ① 「国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立」については、漁業担い手確保・育成対策総合推進事業、漁業経営安定対策事業により、地域の実情に応じた目標を示した上で、自主性・裁量性を発揮しながら、新規漁業就業者数の確保と、漁業経営改善計画の認定者数の確保に努めており、効率的な施策の推進を図っている。 ② 「漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮」については、漁港・漁場整備事業の推進に関する基本方針等に基づき、資源管理や衛生管理の諸施策と連携しつつ取組を推進し、効率的な施策の推進を図っている。 ③ 「水産関係団体の再編整備」については、漁協の組織基盤の強化について、経営コンサルタント等の財務・起業再生等に知見を有する外部専門家を活用し、漁協経営改善モデル(先進事例)を作成し、広く普及・紹介することで、効率的な施策の推進を図っている。 (有効性) ① 「国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立」のうち指標「新規漁業就業者数の確保」については、目標を達成することができず、達成状況はBランクとなった。これは、19年秋以降の雇用情勢悪化に伴い漁業就業希望者は増加したものの、近年、漁獲量減少に加え燃油高騰に見まわれる中、更には20年秋口以降の景気後退により漁業者側の雇用余力が低下したこと等が影響を及ぼしたものと考えられる。また、指標「漁業経営改善計画の認定者数の確保」については、平成20年度から新たに漁業経営安定対策事業（漁業経営改善計画認定は本事業に加入するための一要件）を導入したこと等により目標達成しAランクとなった。 ② 「漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮」については、全ての指標において目標を達成し、Aランクとなった。 ③ 「水産関係団体の再編整備」については、前年に引き続き、合併の効果が発揮されていないために経営改善が進まない漁協や、財務状況の悪化が原因により合併に参加できない漁協の経営改善計画のモデルプラン策定を行ったところであり、目標の達成状況はBランクとなった。	

(反映の方向性)

- ① 「国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立」については、従来の施策に加え、学生等を対象とする漁場体験活動等の支援、漁業現場での長期研修の拡充（最長2年）、長期研修生の住居費の支援、漁業に必要な経理・税務等の技術の習得のための支援措置、新規漁業就業者のための演習船の整備及び新しいビジネスのノウハウや技術を有する異業種の漁業への参入を促進し、総合的な漁業就業支援を実施する。
- ② 「漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮」については、今後も引き続き、漁港漁場整備長期計画等に基づき、漁港・漁場・漁村の総合的な整備を実施する。
- ③ 「水産関係団体の再編整備」については、漁協の組織基盤の強化を図るため、漁協経営改善モデルを策定しており、21年度からは、これまでの2タイプ（合併漁協型、経営不振漁協型）に加え、県内漁協系統全体の経営改善を目的とした計画の策定にも取り組むこととし、より多くの漁協が活用できるよう多様な形態毎に漁協経営改善モデルの策定を引き続き努める。
- また、19年度に策定された6計画については、計画実施の具体的内容及び経営改善への具体的な効果についても、状況に応じて漁連や県などの関係者との連携の上、フォローアップしていくこととしている。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値（達成状況）			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
国際競争力のある経営体の育成・活力ある漁業就業構造の確立（※19年度から目標設定）	(ア)新規漁業就業者数の確保	人	—	1,256 (B)	1,081 (B)	1,047 (B)	1,500 (毎年)	水産業の健全な発展を図るために、将来の漁業を担うに足る能力を備えた人材の確保が重要であり、平成15年の年間1,500人の新規漁業就業者を確保することを目標として設定。
	(イ)漁業経営改善計画の認定者数の確保	経営体	67 (H14)	234 (B)	290 (B)	1,596 (A)	947 (H20)	漁業者が、経営の相当程度の向上を図ることを目的に、国・都道府県の助言の下に、漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化その他の措置を行う漁業経営改善計画を策定する認定者数947経営体を平成20年度の目標値として設定。
漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮（※19年度から目標設定）	(ア)漁場再生及び新規漁場整備による新たな水産物の提供	万トン	—	—	—	2.4 (A)	14.5 (H23)	水産基本計画における自給率目標の達成のため、排他的経済水域を含めた我が国周辺水域における漁場整備を図ることとし、平成23年度を目途に、概ね14.5万トンの水産物を新たに提供することを目標値として設定。
	(イ)高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物の割合の向上	%	23 (H16)	—	25.1	28.2 (A)	50 (H23)	水産物の流通拠点となる漁港において、鮮度保持対策や衛生管理対策等に重点的に取り組むことにより、高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物の割合を平成23年度を目途に概ね50%に向上させることを目標値として設定。
	(ウ)漁業集落排水処理を行うこととしている漁村の処理人口比率の向上	%	35 (H16)	41	43	46 (暫定値) (A)	60 (H23)	漁村の総合的な振興の観点から、生活環境の向上を図るため「漁業集落排水を行うこととしている漁村の人口比率」を平成19年度策定の「漁場整備長期計画」の目標に基づき、平成20年度46%を目標値として設定。
	(エ)津波・高潮及び地震による災害から一定の安全性が確保されていない	a地震時に河川、海岸堤防等の防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の面積	約58 (H19)	—	—	約44 (A)	約28 (H24)	地震時及びその発生後において、海岸の背後地域の浸水被害を防護するため、人口・資産が集積する地域等を防護する施設を中心に、緊急かつ効率的に海岸保全施設の耐震化を推進し、地震時に防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の面積を減少させるため、平成24年度を目途に概ね約

	漁村等の面積削減、老朽化対策の推進、水辺の再生、ハザードマップの作成支援等の推進	千 (ha)						44haにすることを目標値として設定。重要沿岸域やゼロメートル地帯、近年浸水被害が発生した地域を中心に、海岸保全施設の計画的な整備等のハード施策を着実に進めるとともに、ソフト対策を一体的に推進し、各地区の海岸で発生すると想定される津波・高潮に対し、防護が不十分な海岸における背後地域の浸水想定面積を減少させるため、平成24年度を目途に概ね約4.8千haにすることを目標値として設定。
		b津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積 (千ha)	約5.0 (H19)	約5.2 (A)	約5.0 (A)	約4.7 (A)	約4.0 (H24)	越波や海岸侵食等が周辺の生物の生息・生育環境や景観、利用に与える影響等に配慮した海岸保全施設の整備を推進し、海岸侵食によって失われた砂浜について、復元・再生を進めるため、平成24年度を目途に概ね約40%にすることを目標値として設定。
		c水辺の再生の割合 (%)	約21 (H19)	—	—	約29 (A)	約40 (H24)	土砂管理についての技術開発を推進するとともに、関係機関との事業連携を図りつつ、土砂の流れに支障があり問題が発生している海岸において、総合的な土砂管理に基づき、土砂の流れを改善することに資する事業を進めるため、平成24年度を目途に概ね5箇所にすることを目標値として設定。
		d総合的な土砂管理に基づき土砂の流れが改善された数 (箇所)	0 (H19)	—	—	—	5 (H24)	海岸保全施設の老朽度や機能の健全性を適切に把握し、計画的な維持・更新を行うことにより、施設の機能を所要の水準に確保するため平成24年度を目途に概ね約57%にすることを目標値として、昭和42年以前に設置された海岸保全施設について、所要の機能の確保を進める。
		e老朽化対策が実施されている海岸保全施設の割合 (%)	約52 (H19)	—	—	約52 (A)	約57 (H24)	住民の防災意識を高め、災害時の更なる人的被害の回避、軽減を図るため、各種ハザードマップを作成・公表し、防災訓練の実施を推進すること等により、それらを活用した市町村の割合を平成24年度を目途に概ね約8割にすることを目標値として設定。
	fハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 (%)	約60 (H19)	—	—	約74 (A)	約80 (H24)		
水産関係団体の再編整備 (※19年度から目標設定)	漁協の組織基盤の強化(漁協経営改善事業による漁協経営改善計画策定)	漁協	—	—	6 (B)	6 (B)	30 (H21)	経営の改善が進まない漁協、財務状況が悪く合併の障害となっている経営不振漁協について、経営コンサルタント等外部専門家による詳細な財務分析を通じた具体的な改善計画を策定し、経営・事業改善を図ることとから、19～21年度の間に30漁協の改善計画策定を目標値として設定。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項 (抜粋)	
	社会資本整備重点計画	平成21年3月31日	① 汚水処理人口普及率 ② 津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積 ③ 地震時に河川、海岸堤防等の防護施設の崩壊による水害が発生するおそれのある地域の面積 ④ 老朽化対策が実施されている海岸保全施設の割合 ⑤ 水辺の再生の割合 ⑥ ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 ⑦ 総合的な土砂管理に基づき土砂の流れが改善された数	
	水産基本計画	平成19年3月20日	第3の2 国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立 5 漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮 6 水産関係団体の再編整備	